

3 東京経営者協会

行動計画記載の内容	
1. あらゆる分野への参画の促進	
(1) 働く場における男女平等参画の促進	
① 均等な雇用機会の確保	
	企業における女性の活躍を推進 「女性の活躍推進協議会」（日本経団連など事業主団体と厚生労働省共同で運営）へ協力し、同会への提言を会員に通知します。
	男女雇用機会均等法関係への対応 (1)東京経営者協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。 (2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現	
② 子育てに対する支援	
	(1)育児・介護休業法等関連法規について、解説本・機関誌や定例会を利用し周知を図ります。 (2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等についての相談業務を行います。
③ 介護・高齢者に対する支援	
	(1)育児・介護休業法等関連法規について、解説本・機関誌や定例会を利用し周知を図ります。(再掲) (2)東京経営者協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務を行います。(再掲) (3)改正高年齢者雇用安定法の円滑施行のための周知・啓発を図るとともに、高齢者の活用事例の報告会を開催します。
2. 人権が尊重される社会の形成	
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	
	従業員のメンタルヘルス対策 (1)東京経営者協会経営労務相談室において、臨床心理士等が企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリング等)の進め方や従業員への対応等についての相談業務を行います。 (2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医などによる講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。